

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第63号）（消防局予防部指導課）

高圧ガス保安法に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査及び容器再検査を実施することに伴い、当該検査に係る手数料を定めることとしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 6 3 号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3（10）の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に、「及び圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表（11）の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)